

幼児教育・保育の無償化について

子ども課児童福祉係

1 概要

人格形成の基礎を培う幼児教育・保育における負担軽減による少子化対策として、令和元年 10 月 1 日より開始。

<利用料（保育料）>

①幼稚園、保育所、認定こども園等

3 歳以上の子ども、住民税非課税世帯の 0 ～ 2 歳の子ども

→利用料（保育料）の無償化

②新制度未移行の幼稚園 →月額上限 2.57 万円まで給付

③幼稚園の預かり保育 →月額 1.13 万円まで給付

④認可外保育施設

3 歳以上の子ども →月額 3.7 万円まで給付

住民税非課税世帯の 0 ～ 2 歳の子ども →月額 4.2 万円まで給付

<副食費>

⑤年収 360 万円未満相当世帯及び第 3 子以降（国基準） →負担免除

⑥保育 3 歳以上、第 3 子以降（市基準）

→市より上限月額 4,500 円 補助【新設】

2 本市の状況（令和元年 10 月 1 日時点）

対象者数 1, 3 3 6 人 . . . ①

8 0 人 . . . ②～④

2 9 8 人 . . . ⑤

1 5 2 人 . . . ⑥

3 予算措置

国の定める基準による算定（公定価格） . . . 従来どおり

無償化した利用料の市負担への国支援 → 令和元年度 臨時交付金

令和 2 年度 地方消費税交付金